

平成 27 年 1 月から

支所がさらに便利になります



「個性輝く世界都市」「希望あふれる人間都市」に向けて、長崎が「進化」するための13の重点プロジェクトの1つ『行政サテライト機能再編成プロジェクト』を進めています。

このプロジェクトの一環として、これまで、本庁や行政センターでしかできなかった手続きを支所でできるようにして、より便利で、より身近な支所を目指します。

あらたに支所で行うことができる主な手続き

- ・ 国民健康保険の受付
- ・ 障害福祉に関する受付
- ・ そのほかの受付
- ・ 被爆者などの援護に関する受付
- ・ 子育てなどに関する受付

詳しくは中面をご覧ください。

「行政サテライト機能再編成プロジェクト」については、長崎市のホームページ内の「重点プロジェクト～次の時代の長崎へ～」にも記載しています。

お問い合わせ 行政体制整備室 ☎829-1124

※ 本庁、行政センターでも、これまでどおり手続きができます。

被爆者などの援護に関する受付

申請や手続きなどの詳しい内容は (第二種健康診断受診者証) 調査課 拡大地域支援係 ☎829-1290
(原爆死没者名簿登載) 調査課 総務係 ☎829-1147
(そのほか) 援護課 ☎829-1149

被爆者健康手帳などに関する申請

被爆者健康手帳、第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証に関する手続きです。

- 被爆者健康手帳の交付申請
- 第一種健康診断受診者証、第二種健康診断受診者証の交付申請
- 氏名、居住地変更(※)
- 手帳等の再交付の申請
- 各種手当証書の再交付
- 各種手当の口座変更
- 死亡(手帳等の返還)
- 葬祭料の申請
- 原爆死没者名簿登載の申請

(※) 氏名及び市内間の居住地変更の手続きは、現在も支所で取扱いができます。

このほか、低所得被爆者訪問介護利用助成の認定申請、介護保険利用助成金の手続きもできます。

被爆者援護のための手当の申請

被爆者健康手帳をお持ちの方が受けることができる各種手当の支給に関する申請の手続きです。

手当の種類

- 医療特別手当(原爆症の認定申請を含む)
- 特別手当
- 保健手当
- 原子爆弾小頭症手当
- 介護手当
- 健康管理手当

医療費の払戻し (一般疾病医療費の支給申請)

次の理由により、医療機関等の窓口で医療費を支払った場合に、医療費の支給(払戻し)を受けるための手続きです。(※審査の結果、支給できない場合があります。)

- 被爆者健康手帳を持たずに診療を受けたとき
- コルセットなどの治療装具代

子育てなどに関する受付

申請や手続きなどの詳しい内容は (特別児童扶養手当) 子育て支援課 ☎829-1270
(保育所の入所等) 幼児課 ☎829-1142

特別児童扶養手当の申請

身体又は精神に障害のある20歳未満の児童を養育している方に支給される手当を受けるための手続きです。
※所得の制限や障害の程度などにより受けられない場合があります。
※「児童扶養手当」は、これまでどおり子育て支援課または行政センターでの手続きとなります。

保育所の入所等の申請

保育所の入所、退所に必要な手続きです。

その他の受付

できるようになる手続き

長崎市奨学金、長崎県育英会奨学金(大学のみ)の願書
「公共施設案内・予約システム」の利用者登録
原動機付自転車の登録・廃車
土地・家屋台帳の交付

問い合わせ先

教育委員会総務課 ☎829-1191
スポーツ振興課 ☎824-3728
市民税課 ☎829-1133
資産税課 ☎829-1131

平成 27 年 1 月から

支所で行うことができる主な手続き

国民健康保険の受付

申請や手続きなどの詳しい内容は 国民健康保険課 ☎829-1136

1 か月の医療費が高額になったときの払戻し (高額療養費の支給申請)

国民健康保険に加入している被保険者の1か月あたりの医療費が高額となった場合に、決められた限度額を超えた分の療養費を支給（払戻し）するための手続きです。

医療費・入院時の食事代の負担限度額の認定 (限度額適用・標準負担額減額認定証の申請)

国民健康保険に加入している被保険者が医療機関で支払う医療費・食事代を所得区分に応じて減額するための認定証を交付するための手続きです。

全額自己負担をした医療費の払い戻し (医療費の支給申請)

次の理由により、医療費を全額自己負担した際に、国民健康保険の自己負担を除いた額の支給（払戻し）を受けるための手続きです。
(※審査の結果、支給できない場合があります。)

- 保険証を持たずに診療を受けたとき
- コルセットなどの治療装具代

入院時の食事代の差額の払戻し (標準負担額差額の支給申請)

住民税非課税世帯に属する国民健康保険の被保険者が、「標準負担額減額認定証」を病院の窓口に表示せずに支払った食事代について、限度額認定されていた負担額との差額分の払戻しを受けるための手続きです。



障害福祉に関する受付

申請や手続きなどの詳しい内容は 障害福祉課 ☎829-1141

障害者手帳に関する申請

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳に関する手続きです。

- 障害者手帳の交付申請
- 住所、氏名、保護者の変更
- 手帳を紛失、破損したときの再交付
- 本人が死亡したときの手帳の返還

重度の障害者などへの手当の申請

在宅の重度障害児・者で、日常生活で常時介護が必要な方が手当を受けるための手続きです。

- 障害児福祉手当
- 特別障害者手当

※所得制限や障害の程度などにより受けられない場合があります。

このほか、手帳取得後は、有料道路割引、日常生活用具の給付などの手続きもできます。



医療費助成の資格認定に関する申請

障害のある方が、医療費の一部の助成を受けるための資格認定に関する手続きです。

- 福祉医療
- 精神通院医療

※所得制限や障害の程度などにより受けられない場合があります。

※福祉医療費の支給（払戻し）の手続きは、現在も支所で取扱いができます。

平成 27 年 1 月から

取扱い手続きが増えるところ

名 称	電話番号	名 称	電話番号
小ケ倉支所	878-5301	日見支所	838-3104
土井首支所	878-4534	茂木支所	836-0400
小榊支所	865-0740	式見支所	841-0211
西浦上支所	848-5151	東長崎支所	839-5151
福田支所	865-0111	三重支所	850-1111
深堀支所	871-3101		

これまでと取扱い手続きに変更がないところ

【事務所、地区事務所、連絡員事務所】

名 称
西部地区事務所
古賀地区事務所
戸石地区事務所
滑石事務所
黒崎事務所
池島事務所
村松事務所
樺島連絡員事務所
高浜連絡員事務所
脇岬連絡員事務所

【市民サービスコーナー】

場 所	備 考
消費者センター (メルカつきまち内)	・各種証明書の交付を行っています。 ・届出や申請はできません。 ・西浦上支所と村松事務所は土・日のみです。 開設時間や休業日などは、 あじさいコール (822-8888) へ お尋ねください。
西浦上支所 (チトセピア 2 階)	
村松事務所	
三重地区 市民センター 1 階	

※支所や行政センターとは取扱い業務が異なりますので、ご注意ください。

支所で手続きするときのお願い

このたび、支所でもできる受付を増やすことにより、時期によっては窓口が混雑し、お待ちさせる場合があるかもしれません。

- ・申請の内容に関するご相談
- ・手続きに必要なもの

などでご不明な点につきましては、あらかじめ、**あじさいコール (822-8888)** または各ページに記載する担当課にお尋ねください。

支所と行政センターに テレビ電話を設置します

市役所の手続きで、書類が複雑だったとご不便に感じたことはありませんか？

支所と行政センターにテレビ電話を設置して、本庁の担当者と相談や確認をしながら手続きができるよう、以下の課に繋がるようにします。

テレビ電話が繋がる課

収納課、資産税課、調査課、高齢者すこやか支援課、障害福祉課、生活福祉 1・2課、健康づくり課、子育て支援課、こども健康課

